平成２２年（フ）第７号
神奈川県秦野市堀西657番地の７
債務者　藤間　智明
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１号
神奈川県小田原市久野469番地　三栄マンション３－Ａ
債務者　村松　耕丞
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2679番地の10
債務者　梶原　千秋
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４号
神奈川県厚木市緑ヶ丘３丁目２番１－101号
債務者　藤田美奈子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子610番地
債務者　池谷　桃代（旧姓徳）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６号
神奈川県小田原市羽根尾５番地　小沢アパート２階
債務者　池田　幸恵
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１８号
神奈川県秦野市尾尻920番地の13　ライオンズヒルズ秦野102号
債務者　横山　和資
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９号
神奈川県秦野市尾尻920番地の13　ライオンズヒルズ秦野102号
債務者　横山美智子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４号
神奈川県厚木市温水71番地６
債務者　伊東　亜希（旧姓郡山）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７４８号
新潟市江南区曽野木１丁目３番２―2015号、前住所新潟市南区大通南２丁目93番地
債務者　小林　岩雄
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
新潟県加茂市岡ノ町11番22号
債務者　吉田由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３号
新潟県三条市八幡町６番２号
債務者　林　　朝美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第５８３号
静岡県伊豆の国市長岡190番地の３、前住所静岡県伊豆の国市富士見912番地の１
債務者　岩田　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
三重県松阪市船江町452番地２
債務者　佐々木良訓
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１４０号
三重県松阪市船江町452番地２
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第７号
三重県松阪市平成町72番地９
債務者　國本　明美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第９号
三重県松阪市上川町1650番地５
債務者　堀　　正美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
津地方裁判所松阪支部